

岡山県建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (新設岡山盲・聾学校新校舎等整備基本設計・実施設計委託)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (新設岡山盲・聾学校)
- (2) 敷地の場所 (岡山県岡山市中区土田51)
- (3) 施設用途 (特別支援学校)

3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。

「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計条件

(1) 敷地の条件

- a. 敷地の面積 (約 23,800 m²)
- b. 用途地域 (指定なし(市街化調整区域))

(2) 施設の条件

- a. 施設の延べ面積 (約 11,500 m²)
- b. 主要構造 (鉄骨造)
- c. 耐震安全性の目標及び保有すべき性能

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による耐震安全性の分類を次のとおりとして、同基準を準用した計画を想定している。詳細は基本設計で検討する。

- 1) 構造体 II 類
- 2) 建築非構造部材 A 類
- 3) 建築設備 乙 類

d. ZEB化の有無

○有 (ZEBの要求水準: ZEB Oriented)

・無

e. 意匠等

特別支援学校に相応しい外観の意匠性を備えると共に、装飾等は控える等華美とせず、機能性を重要視すること。また、周辺地域に馴染むよう配慮する。

(3) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

⊗基本計画書

⊗設計業務委託指示書

・岡山県既存建築物耐震診断(耐震補強)業務委託仕様書

・基本設計書

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は「岡山県公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計に関する標準業務

- 総合
- 構造
- 電気設備
- 機械設備

b. 実施設計に関する標準業務

- 総合
- 構造
- 電気設備
- 機械設備（昇降機を含む）

(基本設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	監督員が調整、確認を行う業務を除く
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	監督員が調整、確認を行う業務を除く
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	対象
	(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	対象外（計画通知不要の場合）
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		対象
(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	監督員が調整、検討を行う業務を除く
	(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	監督員が調整、検討を行う業務を除く
(5)基本設計図書の作成		県が策定する設計概要データを使用するものについての当該図書の作成業務を除く
(6)概算工事費の検討		対象
(7)基本設計内容の建築主への説明等		監督員が調整、説明を行う業務を除く

(実施設計に関する業務範囲)

業務内容項目		業務範囲の考え方
(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	監督員が調整、確認を行う業務を除く
	(ii) 設計条件の変更等の協議	監督員が調整、確認を行う業務を除く
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	対象
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	対象外 (計画通知不要の場合)
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	監督員が調整、検討を行う業務を除く
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	監督員が調整、検討を行う業務を除く
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	監督員が策定、説明を行う業務を除く
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	県が提供する設計図書データを使用するものについての当該図書の作成業務を除く
	(ii) 建築確認申請図書の作成	対象外 (計画通知不要の場合)
(5) 概算工事費の検討		対象
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		監督員が調整、説明を行う業務を除く

(2) 追加業務の内容及び範囲

◎積算業務

- ◎建築積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成)
- ◎電気設備積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成)
- ◎機械設備積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成)

◎透視図作成

(基本設計で作成するものとし、詳細は発注者と協議する。)

- ・透視図の写真撮影
[カット枚数 () 判の大きさ () 白黒・カラーの別 () 電子データ ()]
- ・模型製作
[縮尺 () 主要材料 () ケースの有無 () 材質 ()]
- ・模型の写真撮影

- [カット枚数 () 判の大きさ () 白黒・カラーの別 () 電子データ ()]
- 計画通知手続き業務 (・手数料の納付を含む ※含まない)
 [計画通知手数料 (***, ***円 (税抜)) 、構造適判手数料 (***, ***円 (税抜))]
 - 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
 - ・防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
 - 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務 (・手数料の納付を含む ※含まない)
 [省エネ適判手数料 (***, ***円 (税抜))]
 - ・リサイクル計画書の作成
 - 概略工事工程表の作成
 - ・住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く。)

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。
- e. 設計に当たっては、工事現場の生産性向上 (省人化及び工事日数短縮) に配慮する。

(2) 適用基準等

本業務には、次に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、最新版を適用する。

a. 共通

- 建築CAD図面作成要領(案)
- 岡山県建築工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準第2編から第5編
- 公共建築工事積算基準等資料第4編第2章から第5章
- 建築物解体工事共通仕様書

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 木造計画・設計基準
- 瓦屋根標準設計・施工ガイドライン
- 建築工事標準詳細図

c. 建築積算

- ⊙公共建築数量積算基準
- ⊙公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ⊙公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ⊙営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

d. 設備

- ⊙建築設備計画基準
- ⊙建築設備設計基準
- ⊙建築設備工事設計図書作成基準
- ⊙公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⊙公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ⊙公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⊙公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ⊙雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ⊙建築設備耐震設計・施工指針
- ⊙建築設備設計計算書作成の手引
 - ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

e. 設備積算

- ⊙公共建築設備数量積算基準
- ⊙公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ⊙公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ⊙営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編及び機械設備工事編）

(3) 業務実績情報の登録の要否

- ⊙要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督員の確認を受け、速やかに登録を行う。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを監督員に提出する。

- ・不要

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。なお、業務計画書は委託業務設計担当者等名簿、設計方針及び照査計画とする。

- (a) 照査技術者の氏名、所属、保有資格及び連絡先
- (b) 管理技術者の氏名、所属、保有資格及び連絡先
- (c) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、所属、保有資格及び連絡先
- (d) 当該設計業務を行うにあたっての設計方針
- (e) 当該設計業務を行うにあたっての照査の内容及び方法等
- (f) その他、監督員の指示する事項

(5) 業務工程表

業務工程表には、次の内容を記載する。

- (a) 受注者が設計業務の節目毎に行う現地調査及び確認の時期

- (b) 照査技術者が行う成果物及び当該業務の各段階の照査の時期
- (c) 監督員が行う成果物及び当該業務の各段階の確認の時期（監督員の確認に要する期間（7日）を見込むこと）
- (d) 2.（10）(g)で定める中間確認の実施予定日
- (e) 平面図及び立面図等その他監督員が指示する図面の初回提出時期
- (f) 2.（10）(h)で定める積算業務着手前におけるすべての図面の提出時期
- (g) 成果物の提出時期
- (h) その他、監督員の指示する事項

(6) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。

(a) 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、受注者の組織に所属する者を配置しなければならない。

◎一級建築士

・建築設備士

・公共建築工事標準仕様書（・電気設備工事 ・機械設備工事）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した設計を行った経験を有する者

・〇〇設備工事に係る設計又は工事監理業務において、8年以上の実務経験を有する者

(b) 主任担当技術者

主任担当技術者は、次の分担業務分野に配置しなければならない。

◎総 合：建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、電気設備及び機械設備に関する設計をとりまとめる設計

◎構 造：建築物の構造に関する設計

◎積 算：設計に基づく建築積算

◎電気設備：電気設備に関する設計

◎機械設備：給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等に関する設計

①総合、構造の主任担当技術者は、次の要件を満たすものとする。

◎一級建築士

・二級建築士

・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した設計を行った経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者

②積算の主任担当技術者は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

※一級建築士

※建築積算士

③電気設備、機械設備の主任担当技術者は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

※一級建築士

※二級建築士

※建築設備士

※当該担当の各分野に応じた公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編又は機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕

様書を適用した設計を行った経験を有すること、若しくは、監督員がそれと同等の能力があると認めた者

※当該担当の各分野に応じた設計・工事監理業務において、5年以上の実務経験を有する者

(c) 管理技術者及び主任担当技術者の兼務

管理技術者及び主任担当技術者は兼務することができない。また、各担当分野の主任担当技術者は他の分野の主任担当技術者を兼務することができない。

(7) 貸与資料等

(a) 既存設計図書等

- ・既存建築物設計図書（・一式 ・意匠図 ・構造図 ・構造計算書）
- ・既存工作物設計図書（・一式 ・意匠図 ・構造図 ・構造計算書）

(b) 既存資料

- ・既存敷地調査資料（柱状図）
- ・耐震診断報告書
- ・耐震改修計画報告書

(c) その他資料

- ◎敷地測量図（別途発注による測量結果）
- ◎地盤調査資料（別途発注による調査結果）

(d) 資料の貸与及び返却

貸与場所（※監督員の指示による）

貸与時期（※監督員の指示による ・令和 年 月 日）

返却場所（※監督員の指示による）

返却時期（※監督員の指示による ・令和 年 月 日）

(8) ウィークリースタンスの取組について

本業務は、ウィークリースタンス実施の対象業務である。

受注者は初回打合せ時に、次のウィークリースタンス実施項目を参考に、本業務で取り組む内容を「ウィークリースタンス取組チェックシート」を基に監督員と協議し、決定事項を整理したチェックシートを打合せ記録簿で監督員に提出すること。

中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。

受注者は、成果物納品時において、実施結果を受発注者双方で確認のうえ、「ウィークリースタンス取組チェックシート」を提出すること。

【ウィークリースタンス実施項目】

(a) ノー残業デーの時間外や土日に作業が発生することのないよう留意する事項

- ① ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び16時以降に打合せを行わない。
- ② ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない。
- ③ 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。

(b) 正規の勤務時間以外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項

- ① 資料作成依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
- ② 資料作成依頼を行う場合には、適切な時間を確保し期限を設定する。

(9) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 受注者が設計業務の節目毎に行う現地調査及び確認の時期
- (c) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(10) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（基本設計に関する業務）

- ⊙指定部分の履行期限（令和8年1月30日）

- (b) 中科目までの概算工事費、概略工程表及び下記図面（令和8年7月10日）

- ⊙建築工事意匠図面

- ⊙電気設備工事屋外平面図、各階平面図

- ⊙機械設備工事屋外平面図、各階平面図

- (c) 成果物の提出場所（建築営繕課）

- (d) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

- (e) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

- 1) 写真を公表すること。

- 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- (f) 成果の照査について

- ① 当該業務の実施にあたっては、その内容の照査を行うに必要な能力と経験を有する照査技術者を配置し、成果物及び当該業務の各段階において照査を実施すること。

- ② 調査基準価格を下回る価格で入札した者が契約の相手方となった場合、当該受注者は、自ら実施する照査とは別に、当該受注者の責任及び負担により第三者照査を実施すること。この場合において、当該受注者は、業務着手までに第三者照査選任届を発注者へ提出すること。

当該受注者は、自ら実施した照査結果と併せて第三者照査の照査結果を発注者に提出すること。

- (g) 中間確認の実施について（⊙有 ・無）

業務の成果物の品質向上及び業務の円滑な履行を図るため、検収員による中間確認を受けること。

- ① 中間確認の実施期限（令和8年1月30日）

- ② 中間確認時における提出図面は、3.(1)で適用している成果物一式とする。

- (h) 積算業務着手前におけるすべての図面の提出期限（令和8年8月31日）

- (i) すべての成果物の監督員への提出期限について

監督員による積算チェック及び県単価の入替え等を行うため、すべての成果物を契約書に記載の履行期間の末日の2週間前に提出すること。なお、営繕積算システム（（一財）建築コスト管理システム研究所）（以下「RIBC2」という。）で作成する積算数量算出書で、県単価を採用した項目については、単価欄に金額が表示され

ないため、刊行物又は見積による単価を入力すること。

(j) 営繕工事積算チェックマニュアルについて

営繕工事積算チェックマニュアルを成果物として提出し、監督員の確認を受ける。

(k) 石綿の事前調査報告について

解体工事、修繕工事、改修工事（機械、電気設備工事で天井裏の工事がある場合を含む。）については、石綿の事前調査を行い、石綿含有の有無に関わらず、事前調査報告書を提出すること。（報告対象は別途監督員が指示する）

調査方法は、既存の設計図書等の確認のほか、必ず目視で確認をすることとし、天井点検口等がなく、天井裏など確認できない箇所は、天井材を外して確認すること。確認後の天井材の復旧に係る費用については、設計変更の対象とする。

なお、石綿含有のおそれのある建材に対する分析調査は本業務の対象外とする。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	原図	製本	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 総合 ◎基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） ◎工事費概算書 ◎仮設計画概要書	各1部	(9)部	左綴じ	A3横
b. 構造 ◎基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 ◎工事費概算書	各1部	(5)部	左綴じ	A3横
c. 電気設備 ◎基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 ◎工事費概算書	各1部	(5)部	左綴じ	A3横
d. 機械設備 ◎基本設計図書	各1部	(5)部	左綴じ	A3横

機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 ◎工事費概算書		(5)部	左綴じ	A4縦
e. その他 ◎透視図 ・模型 ・リサイクル計画書 ◎設計説明書 ◎概略工事工程表 ◎照査報告書 (各段階を含む。) ◎ウィークリースタンス取組チェックシート	一式	()部 (7)部 (7)部 (1)部 (1)部	左綴じ	データ A4縦
f. 資料 ◎各種技術資料 ◎各記録書 ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 ・グリーン庁舎評価システム(GBES)目標値報告書 ・グリーン診断・改修計画システム(GBES-Re)目標値報告書	一式 一式 一式 一式 一式	(7)部 (7)部 ()部 ()部 ()部		

(注) : 構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合の成果物の中に含めることができる。
 : 総合の設計図書は、適宜、追加してもよい。
 : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
 : 電子データ等の提出については、「建築CAD図面作成要領(案)」による。

(2) 実施設計

成果物等	原図	製本	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 総合 ◎設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 断面図 立面図 (各面) 矩計図 展開図	各1部	原図版 (1)部 原図の縮小版 ()部 縮小版 (9)部	二つ折り 二つ折り 二つ折り	A3 A3(原図の縮小版でも可)

構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ◎電気設備設計計算書 ◎工事費概算書 ◎計画通知図書 ・中高層建築物の届出書 ◎石綿含有建材の事前調査報告書 ◎監督員の指示する図書	各 1 部 一式 一式 一式 一式 一式			
--	-------------------------------------	--	--	--

成果物等	原図	製本	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
d. 機械設備 ◎設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図	各 1 部	原図版 (1)部 原図の 縮小版 ()部 縮小版 (7)部	二つ折り 二つ折り 二つ折り	A3 A3 (原図の縮小版でも 可)

ごみ処理設備図 エレベーター設備図 小荷物専用昇降機械設備図 エスカレーター設備図 機械式駐車設備図 ◎機械設備設計計算書 ◎工事費概算書 ◎計画通知図書 ・中高層建築物の届出書 ◎石綿含有建材の事前調査報告書 ◎監督員の指示する図書	各1部 一式 一式 一式 一式 一式			
---	-----------------------------------	--	--	--

成果物等	原図	製本	製本形態	適用 (A1版以外は特記)
e. 建築積算 ◎建築工事費積算数量算出書 ◎建築工事積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編) ◎単価資料	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部			A4及びデータ A4及びデータ A4及びデータ A4 A4
f. 電気設備積算 ◎電気設備工事積算数量算出書 ◎電気設備工事積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編) ◎単価資料	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部			A4及びデータ A4及びデータ A4及びデータ A4 A4
g. 機械設備積算 ◎機械設備工事積算数量算出書 ◎機械設備工事積算数量調書 ◎見積書等関係資料 ◎営繕工事積算チェックマニュアル (機械設備工事編) ◎単価資料	各1部 各1部 各1部 各1部 各1部			A4及びデータ A4及びデータ A4及びデータ A4 A4
h. その他 ・バリアフリー法認定図書 ◎消防用設備等の設置計画図書 ◎その他関係法令に基づく図書 ◎監督員の指示する図書 ◎省エネルギー法関係図書	一式 一式 一式 一式 一式			

◎土壌汚染対策法関係図書 ・透視図 ・透視図の写真 ・模型 ・模型の写真 ・防災計画書 ・リサイクル計画書 ◎設計説明書 ◎概略工事工程表 ・営繕事業広報ポスター ・施設使用条件書 ・建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) ・LCEMツールによる空調システムの評 価報告書 ・グリーン庁舎評価システム(GBES) ・グリーン診断・改修計画システム (GBES-Re) ◎照査報告書(各段階を含む。) ◎ウィークリースタンス取組チェ ックシート i. 資料 ◎各種技術資料 ◎各記録書	一式 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部			データ
---	--	--	--	-----

(注) : 構造の成果物は、総合の実施設計の成果物の中に入れることができる。

: 積算数量調書の作成は、RIBC 2「内訳書作成システム」による。

: 設計図は、適宜、追加してもよい。

: 成果物は、監督員の指示により、製本とする。

: 電子データ等の提出については、「建築CAD図面作成要領(案)」による。設計図は
 上記のほか、併せてCADデータ及びPDFデータで提出する。

: 設計図の原図は、A1版3つ折の図面ファイルに納めることとする。

附則

この仕様書は、平成22年4月14日から施行(適用)する。

附則

この仕様書は、平成24年4月1日から施行(適用)する。

附則

この仕様書は、平成24年11月1日から施行(適用)する。

附則

この仕様書は、平成25年4月18日から施行(適用)する。

附則

この仕様書は、平成26年11月25日から施行(適用)する。

附則

この仕様書は、平成26年12月12日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、平成28年4月1日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、平成30年4月1日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、令和2年4月1日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、令和2年7月1日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、令和2年12月1日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、令和3年8月20日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、令和4年8月1日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、令和5年7月12日から施行（適用）する。

附則

この仕様書は、令和6年12月1日から施行（適用）する。